



## 令和2年度採択予定 戦略的国際共同研究プログラム(SICORP) 日本—EU共同研究「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料」

### 課題提案募集 (提出期限:2020年9月1日(火)午後5時)

#### I 概要

##### I-1. 日本—EU共同研究のための枠組

日 EC(現 EU)科学技術協力協定下のこれまでの協力の実績、最近の文部科学省と欧州委員会の間の調整の結果、JSTと欧州委員会は日本—EU共同研究の支援のための枠組を構築し、「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料」をこの枠組にて支援する研究分野として設定いたしました。

##### I-2. 日本—EU共同研究における日本の研究者支援プログラムの目的と研究分野

本プログラムの目的は、「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料」分野での日本—EU間の共同研究を強化することにより、この分野における世界的な研究成果を得、革新的な技術を創出することです。

この分野は、既存の化石燃料代替を上回る次世代バイオ燃料及び再生可能燃料の開発を進め、持続可能な社会を実現するために、日本の研究者がEUのHORIZON2020プログラムに参加することが重要と考え、設定されたものです。

具体的には、JSTは、HORIZON2020における以下の公募分野に対して、研究提案の募集を行います。

International cooperation with Japan for Research and Innovation on advanced biofuels and alternative renewable fuels (LC-SC3-RES-25-2020)

(括弧内は、対応する HORIZON2020 の公募番号)

HORIZON2020公募分野の募集ホームページ

URL:

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/lc-sc3-res-25-2020>

本研究領域は、日本と欧州の研究者による国際協力を通じて、運輸及び熱利用部門における化石燃料利用を、高度バイオ燃料及び代替再生可能燃料に完全に置換するための革新的変換技術の開発を目的としています。応募には、革新的な触媒技術の開発のために以下のような研究開発に取り組む提案を募集します。

・低コストのバイオエネルギーキャリア、非食料・非飼料の高度バイオ燃料及び代替再生可能燃料(水素除く)を得るための、新しい触媒及び実験室規模のコンポーネント・システムで、かつ変換効率性と限界費用削減に十分な改善がなされているもの

日本と欧州の研究者が協力することにより、明確な相乗効果により付加的な価値が創出される研究提案であることが必要となります。すなわち、日本にはない分野/技術を有する EU 側研究者との連携による効果的な共同作業が行えることが肝要となります。

### I-3. 応募資格

JSTは、HORIZON2020に参加する日本の研究者に対して支援を行うため、上記のHORIZON2020当該分野の公募に応募するコンソーシアムの一員となる日本の研究者に対して提案を募集します。

本公募への提案者は、国内の研究機関に所属する研究者であることが必要です(提案者の国籍は問いません)。また、以下の方も研究提案者として応募できます。

- ・ 現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者。
- ・ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている研究者。

また、提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。詳しくは別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」の「公正な研究を目指して」の項をご覧ください。

### I-4. 日程と応募手順概略

- ・ HORIZON2020の該当の公募は、欧州委員会により実施されます。応募者の属する研究機関(法人単位)として、コンソーシアムのコーディネーター(通常は欧州の機関)を通じたHORIZON2020への申請が必要です。
- ・ JSTによる支援を希望する日本側提案者は、日本時間2020年9月2日午前0時のHORIZON2020側公募の締切に間に合うよう、コンソーシアムの代表者らと研究構想について協議し、HORIZON2020プロジェクト申請のための参加機関登録など、必要な手続きを行ってください。欧州側の応募に関しては、日本からの参加促進をしているナショナルコンタクトポイントの公的サービスがご利用になれますので、必要な場合にはご参照ください。  
ナショナルコンタクトポイント ホームページ <<http://ncp-japan.jp/>>
- ・ 日本側提案者によるJSTへの申請は日本時間2020年9月1日午後5時が締切です。具体的なJSTの申請手続きは「III 申請」の項をご参照ください。

## II JSTによる支援

日本側とEU側双方のプロセスを通過した日本の研究者に対して、JSTは支援を行います。(欧州委員会はEU域内およびHORIZON2020によって定められた国の研究者を支援します。)

### II-1. 一課題当たりの予算規模

予算は活動内容により異なりますが、原則的には、研究期間(36ヶ月～42ヶ月を想定)総額で50百万円(直接経費の30%の間接経費を含む)を上限とします。

本事業における予算上の制約から、各年度において配賦金額を調整することがあります。

具体的な研究費の執行管理に関しては、SICORPの事務処理説明書など委託研究に係る書類をご参照ください。

<<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>>

### II-2. 期間

共同研究開始から3年～3年半(36ヶ月～42ヶ月間)を基本としてご提案ください。

ご提案の共同研究の支援開始は2021年春を予定しています。

### II-3. 具体的な支援の内容

提案された日本-EU共同研究計画を実施するために必要な費用を支援します。予算費目は物品費、旅費、人件費・謝金、その他となります

応募状況にもよりますが、今回の公募では最大3課題を採択する予定です。

#### II-3.1 a) 応募者所属研究機関とJSTとの契約

支援の実施にあたり、JSTは応募者所属機関(以下「研究機関」という。)との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は共同研究期間内で年度ごとに更新します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

#### II-3.1 b) 応募者所属研究機関と欧州委員会研究イノベーション総局(DG RTD)との契約

欧州委員会 DG RTD にて採択されたHORIZON2020コンソーシアムに参加する研究者が所属する研究機関は、欧州委員会とGrant Agreementを締結する必要があります。欧州側での契約に係わる一切の執行事務手続きは、研究機関と欧州委員会間で実施していただくことを前提とし

ております。詳細については、HORIZON2020募集要領等をご確認ください。

### II-3.2 コンソーシアム契約(国際共同研究契約)の締結

実際に共同研究を実施するにあたり、HORIZON2020プロジェクトに参加する日本および欧州各国の研究機関全ての間で、プロジェクトにおける意思決定方式、共同研究開始時に既に保有していた知的財産の取り扱い及び共同研究により新たに創出された知的財産の取り扱い(持分、保護および利用に係る調整および資金負担、収入の分配など)やその他の成果(データ)の取り扱い、秘密保持などに関して定める国際共同研究契約を締結することが義務付けられます。通常、プロジェクトのコーディネーター機関が中心となって欧州委員会との Grant Agreement への署名までの間に策定が進められますが、**締結にあたっては一方的に日本側に不利な内容にならないように十分ご注意ください。** 欧州側のガイドラインは以下からご覧になれます。

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/gm/h2020-guide-cons-a\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/gm/h2020-guide-cons-a_en.pdf)

#### 【共同研究契約書作成・締結時の注意点】

共同研究契約書作成にあたっては以下の項目に注意し、各研究機関の知財部門や TLO (Technology Licensing Organization:技術移転機関)と相談しながら作業を進めてください。

**なお、共同研究契約書への署名前に、研究代表者所属機関は JST が用意するチェックリストを用いて研究代表者所属機関の責任で確認を行っていただきます。締結後には共同研究契約書の写しを JST にご提出ください。**

1. 共同研究契約書は日本側研究機関と相手国側研究機関との間の責任で締結してください。その署名は各最高責任者によることが適切です(各機関の規定により正式に権限を有することが確認できる場合は、その方の署名でも問題ありません。研究代表者/研究担当者ご本人にはその権限がないことの方が一般的ですので、その点ご注意ください)。
2. 共同研究契約書では以下の条項を入れることを推奨します。特に太字項目は大切です。
  - “Definition”(定義)
  - “Objective and plan”(目的及び計画)
  - “Confidentiality and Intellectual Property Rights”(守秘義務および知的財産権)**
  - “Access to Genetic Resources”(生物遺伝資源へのアクセス):共同研究の内容に依る
  - “Publication”(研究成果の公表)**
  - “Dispute Resolution”(紛争の解決)
  - “Liability”(責任条項)
  - “Duration of the Agreement”(契約期間)
  - “Compliance with Laws and Regulations”(法・規則の準拠)

3. すべての研究機関が共同研究契約書を締結し、内容を遵守ください。研究代表者は、共同研究契約書締結にあたり、所属機関の異なる共同研究者にその内容をお伝えいただき、必要に応じて共同研究者からその所属機関の知財部門にご相談いただいでください。日本及び相手国の代表研究機関のみならず、両国のすべての研究機関が共同研究契約書を締結するようにお願いします。
4. 締結にあたっては一方的に日本側に不利な内容にならないように十分ご注意ください。

### 【共同研究契約書の参考例】

HORIZON2020プロジェクトにおいては、通常欧州でよく使われる共同研究契約書のひな形が使用されますが、JSTが提供する参考例(ひな形)をSICORPのホームページより入手する事も可能です。

<<https://www.jst.go.jp/inter/research/agreement/agreement.html>>

なお、前述の推奨記載条項以外の条項に関しては、各研究機関の知財担当部門とご相談いただき必要ないと判断いただいたものは削除してもかまいません。また、参考例に記載のない条項であっても、必要な条項については、知財部門とのご相談あるいは当事者間の協議により適宜追加してください。

また、知的財産権の扱いの詳細は共同研究契約とは別個に、共同出願契約を締結しているケースが多いため、特許の場合について共同出願契約書のひな形も上記のSICORPホームページに掲載してありますので必要に応じご参照ください。

## III 申請

本提案募集に対する応募者は、JSTへ応募する際、以下の様式をご提出ください。

### III-1 申請書類の書式

- |        |  |
|--------|--|
| Form-1 | 申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)                           |
| Form-2 | 研究代表者情報(経歴(※))                                   |
| Form-3 | 日本及びEUの共同研究者一覧 ((※※))                            |
| Form-4 | コンソーシアム全体の計画概要-10ページ以内-                          |
| Form-5 | コンソーシアムにおける日本の計画の概要-6ページ以内-                      |
| Form-6 | 日本側研究グループが参加する意義及び参加により日本側研究グループが得られるもの-1 ページ以内- |
| Form-7 | 研究交流計画   |
| Form-8 | 年度毎の経費計画   |
| Form-9 | 研究代表者記入用チェックリスト                                  |

上記 Form 1-9 に加えて、コンソーシアムのコーディネーターの許可があれば、HORIZON2

020へ提出した申請書の写し(PDF)の提出もお願いします。

(※) 日本研究代表者およびHORIZON2020コンソーシアムの研究代表者の略歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会、及び最近 5 年間の論文を含めてください。なお、A4サイズの1枚以内でお願いします。

(※※) 日本研究代表者およびHORIZON2020コンソーシアムの研究代表者(コーディネーター)および、コンソーシアムに参加する主要な研究者の一覧を作成ください。その中には、現在の所属機関と役職を含めてください。

### III-2 書式への記入

上記1項の書式すべてについて必要事項を記入してください。

### III-3 研究者の申請書類の提出

日本側の申請書類の提出締切日は2020年9月1日午後5時(日本時間)です。日本側研究者は府省共通研究開発管理システム(<https://www.e-rad.go.jp/>)を通じて応募してください。

公募名: 日 EU 共同研究「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料」

HORIZON2020に対する申請は、コンソーシアムの研究代表者(コーディネーター)を中心に、別途欧州委員会に対し提出してください。

## IV 提案書の評価

### IV-1. 審査手順

日本側は、JSTにて選任された専門家で構成される委員会にて提案書が審査されます。この審査結果を元に、JSTが支援可能な応募提案を選定します。EU 側は、欧州委員会にて選定された専門家で構成される委員会にて評価されます。双方のプロセスを通過した応募提案が JST の支援対象となります。

### IV-2. 審査基準

提案書全体の審査には、以下の基準を適用します。

1. 事業の趣旨(国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する成果を得ること)に合致していること。
2. 課題の目標及び計画が適切であること。
3. 課題のコストパフォーマンスが考慮された研究費計画となっていること。

また、HORIZON2020が適用する基準も勘案します。

[https://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/wp/2018-2020/annexes/h2020-wp1820-annex-h-esacrit\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/wp/2018-2020/annexes/h2020-wp1820-annex-h-esacrit_en.pdf)

**日本側研究チームの提案内容には、特に以下の観点を重視します。**

- a. 日本の科学技術力の強化に資する価値の高い研究であるか
- b. 期待される科学的成果が、日本の産業界の発展や社会課題の解決に資するか
- c. 欧州との共同研究に参加する意義、および共同研究により期待できるシナジー効果や付加価値が十分あるか
- d. 研究目標の設定、実行及び予算計画は適切で、具体的かつ実現可能か
- e. コンソーシアム内の日本側、欧州側研究チーム間に相補的な役割分担が明確であるか

**IV-3. 選定の通知**

支援プロジェクトの最終決定は2021年2月頃に応募者に通知する予定です。

**V 提案採択後の研究代表者の責務**

提案が採択された後、研究代表者と研究代表者の所属する研究機関は研究交流の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

**V-1. 年度毎の進捗報告**

研究代表者は毎年度終了後速やかに共同研究の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をJSTに提出していただきます。

**V-2. 研究終了報告**

研究代表者は国際共同研究期間が終了した時に期間内に実施した共同研究の終了報告を、速やかにJSTに提出していただきます。JSTは提出された報告書を基に事後評価を行います。

日本側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



川嶋 悠太(カワシマ ユウタ)、オスカー ルデンスタム  
国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部  
Phone +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379  
Email [jointeu@jst.go.jp](mailto:jointeu@jst.go.jp)

HORIZON2020に関するお問い合わせは、HORIZON2020のナショナルコンタクトポイントが運営する下記のサイトよりお願いします。

<https://www.ncp-japan.jp/>